令和６年度　越谷市社会福祉施設等指導監査実施実績

１　集団指導

集団指導は、介護給付等(介護)、自立支援給付等(障がい)、施設型給付等(保育)の対象施設・事業所に対し、正確な情報伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目的として、年１回、講習等の形式で実施しております。

令和６年度は、以下のように実施しました。

○実施方法

種別	方法
介護保険サービス	市ホームページ掲載資料の閲覧
障害福祉サービス	
保育施設等	市ホームページ掲載資料の閲覧 集合形式

○参加数

種別	対象数	参加数	参加率
介護保険サービス	442	413	93%
障害福祉サービス(障害者)	270	246	91%
障害福祉サービス(障害児)	148	138	93%
保育施設等	178	162	91%

２　一般指導監査・指導(定期実地指導)

施設や各種サービス事業者の運営状況を確認し、適正な事業運営及び施設運営を図るとともに、各種サービス等の質の確保及び給付費請求の適正化を図ることを目的に実施しております。また、当該指導監査に合わせ、市が権限を有する事業者に対する、業務管理体制検査、市が所轄庁となる社会福祉法人の法人運営に対する指導監査を実施しております。

令和６年度は、以下のとおり実施しました。

○実施件数

種別	予定	実績	実施率
社会福祉法人	8	8	100%
介護保険サービス	146	146	100%
障害福祉サービス(障害者)	70	64	91%
障害福祉サービス(障害児)	66	60	90%
保育施設等	104	104	100%

○指摘件数※赤字下線部は令和７年８月８日修正

種別	文書指摘	口頭指摘	指摘なし
社会福祉法人	4	28	1
介護保険サービス	43	241	55
障害福祉サービス(障害者)	14	118	12
障害福祉サービス(障害児)	5	126	11
保育施設等	4	119	119

※指摘事項は、指導内容の軽重により文書指摘・口頭指摘にランク分けしています。
　文書指摘・・・改善のための必要な措置をとるべき事項
　口頭指摘・・・違反の程度が軽微である事項又は指導を行わずとも改善が見込まれる事項

３　特別指導監査・監査

「一般指導監査・指導(定期実地指導)」に対し、運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるときなどは「特別指導監査・監査」を実施しております。なお、監査ではその報告等が虚偽である場合においては、サービスの指定取り消しや罰金などの強い罰則規定がある点において、指導とは大きく異なります。

令和６年度は、以下のとおり実施しました(一部継続して実施中)。なお、サービス数で計上しております。

○違反・不正の疑い件数※赤字下線部は令和７年８月８日修正

種別	人員基準	運営基準	虐待・人格尊重義務	不正請求	不正の手段による指定
介　護	9	5	15	2	0
障　害	0	3	0	4	1
障害児	8	0	0	10	3
保　育	0	0	0	3	0

○結果件数

種別	処分	改善指導	指導なし	継続中
介　護	0	19	4	8
障　害	1	0	0	7
障害児	3	10	0	8
保　育	0	0	0	3